

産業労働常任委員会資料

令和6年6月18日

令和6年度 事務概要

労働委員会事務局

目次

1 組織	03
2 予算	05
3 業務	06
4 令和5年の業務実績	09
(参考)		
1 令和5年の取扱事件の状況		
2 調整事件・不当労働行為事件の年別取扱件数の推移		



1 組織

労働委員会は、労働組合法に基づき国（中央労働委員会）と都道府県（都道府県労働委員会）に設けられ、主として、労働組合と使用者との間の紛争を解決するための専門的な行政機関（行政委員会）である。

（1）委員会

ア 構成

公益委員、労働者委員、使用者委員の三者（各7人、計21人）から成る。

委員は非常勤で、任期は2年。

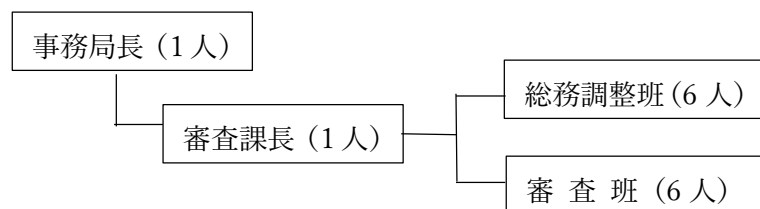
イ 会議

合議制による運営を原則とする。委員全員が出席する総会では、委員会の基本的事項の決定を行うとともに、取扱事件の報告を受ける。また、公益委員のみが出席する公益委員会会議では、不当労働行為の成否の判定、労働組合の資格審査等を行う。

（2）あっせん員候補者

労働争議のあっせんを行うため、現職の委員をはじめ、計28人のあっせん員候補者を委嘱している。

（3）事務局



兵庫県労働委員会委員

◎会長、○会長代理、※元職（R6.5.1時点）

区分	氏名	現職
公益委員	秋吉秀剛	兵庫県公館長 ※
	浅田修宏	弁護士
	大内伸哉	神戸大学大学院法学研究科 教授
	○ 関根由紀	神戸大学大学院法学研究科 教授
	中村衣里	弁護士
	藤森泰宏	公益財団法人兵庫県生きがい創造協会 副理事長兼事務局長 ※
	◎ 米田耕士	弁護士
労働者委員	大野義政	全日本自治団体労働組合 兵庫県本部 特別執行委員
	奥村比左人	三菱重工グループ労働組合連合会 神船地区本部 顧問
	尾野哲男	JAM山陽 特別執行委員
	長谷川尚吾	日本製鉄広畑労働組合 組合長
	長谷川孝之	関西電力労働組合 兵庫地区本部 執行委員長
	原健二	UAゼンセン兵庫県支部 支部長
	森山政行	山陽電気鉄道労働組合 執行委員長
使用者委員	河野忠友	カワノ株式会社 代表取締役社長
	白石順	株式会社サージ・コア 顧問
	武井宏之	学校法人武井育英会育英高等学校 理事長
	坪田一夫	姫路経営者協会 相談役
	林直樹	兵庫県経営者協会 顧問
	吉田達樹	日清鋼業株式会社 顧問
	和田直哉	近畿工業株式会社 会長

2 予 算

令和6年度当初予算額は193,101千円。内訳は次のとおりである。

(款) 労働費

(項) 労働委員会費

(目) 労働委員会費

(単位：千円)

事 項 名	令和5年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	摘 要	
委員等報酬	72,609	54,011	労働委員会委員報酬及びあっせん員報酬	
事務局職員費	120,142	130,278	労働委員会事務局職員費	
労働委員会 運営費	8,273	8,812	1 調整及び審査事件処理費	1,832
			調整事件	33
			審査事件	1,799
			2 総会等諸会議開催費	1,991
			3 委員活動費	444
			4 事務局維持運営費	4,545
計	201,024	193,101		

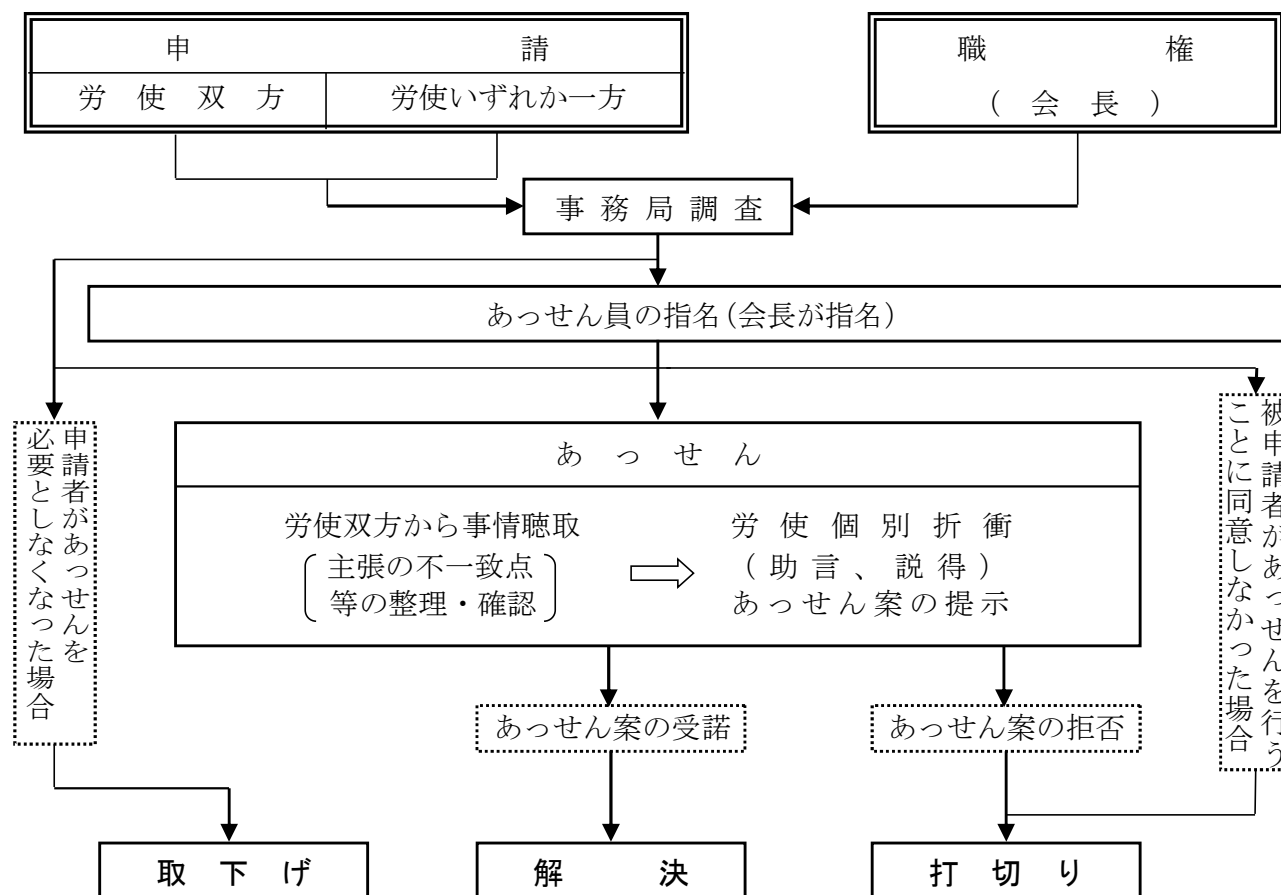
3 業 務

(1) 労働争議の調整

当事者（労働組合・使用者）の申請等により、双方の主張の不一致（「労働争議」）を解消し、紛争を解決に導く「調整」を行う。

手続きには、あっせん・調停・仲裁の3つを定めているが、ほとんどの場合、あっせんが利用される。あっせんは、事務局調査ののち、あっせん員を指名し、あっせん員が事情聴取・助言、説得を行い、あっせん案を提示する。双方が受託すると解決となるが、不調に終わればあっせん打ち切りとなる。

〈図1 労働争議のあっせんの流れ〉



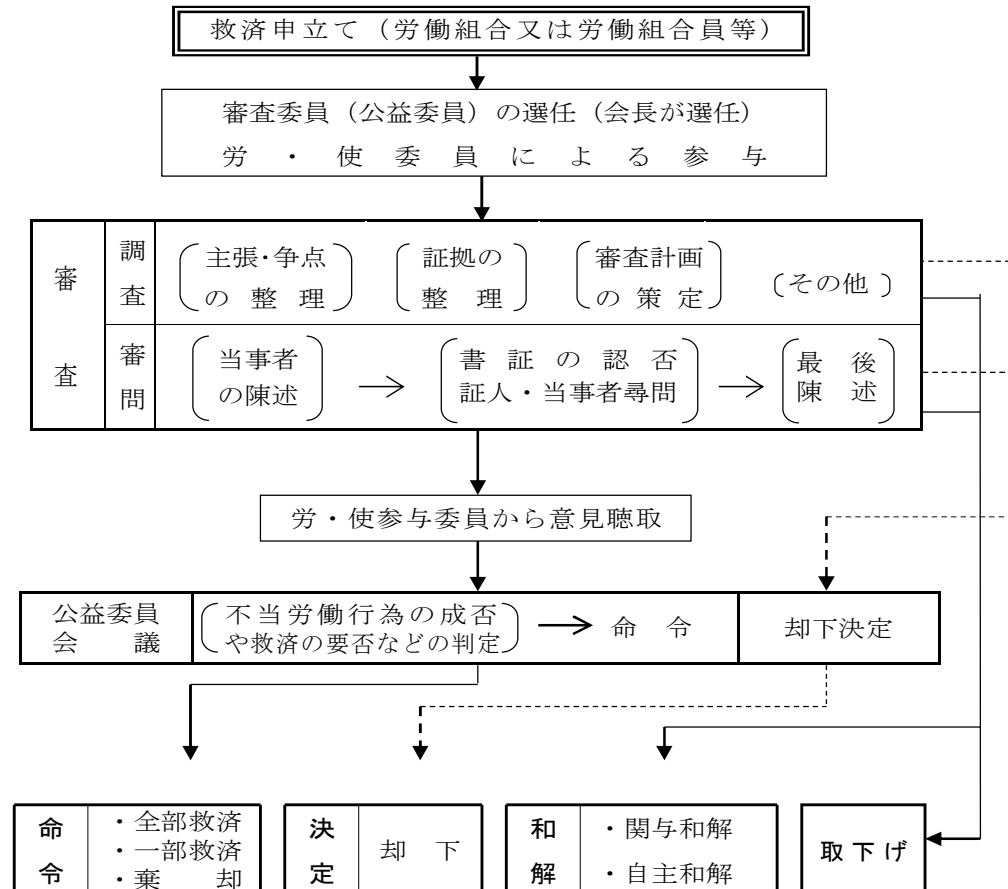
3 業 務

(2) 不当労働行為事件の審査

不当労働行為の審査は、労働組合等からの救済申立てにより開始される。審査委員（公益委員から選任）と参与委員（労・使委員による参与）が、調査（争点整理等）・審問（証人尋問等）を行い、審問が終了すると、公益委員会議の合議により救済又は棄却の命令を発する。

また、紛争の早期・実質的解決等と考えられる場合、審査の途中において、和解を勧めることもある。そのほか、申立ての要件を欠く場合等の申立ての却下や申立人からの取下げにより終結する場合がある。

〈図2 不当労働行為事件の審査の流れ〉



(3) 労働争議の実情調査

県民の日常生活に欠くことのできない運輸・医療等の公益事業で労働争議が発生したとき、又は公益事業以外の事業で発生した労働争議で会長が必要と認めたときは、争議の実情を調査する。

(4) 労働組合の資格審査

労働組合は自由に結成することができるが、不当労働行為の救済を申し立てる場合や、法人登記をしようとする場合、労働組合が労働委員会の労働者委員を推薦しようとする場合等においては、労働委員会に証拠を提出し、労働組合法に定める要件に適合していることを立証することが必要とされており、労働組合からの申請に基づき、労働組合がこの要件を備えているかどうかを審査する。

4 令和5年の業務実績

(1) 労働争議の調整

取扱件数は15件（繰越1件、新規14件）で、全てあっせんであった。
また、終結件数は13件で、解決が9件、打切りが3件、取下げが1件であった。
令和6年への繰越しは2件であった。

(2) 労働争議の実情調査

取扱件数は185件（繰越25件、新規160件）で、終結件数は181件であった。
令和6年への繰越しは4件であった。

(3) 不当労働行為事件の審査

取扱件数は10件（繰越3件、新規7件）であった。
また、終結件数は3件で、命令・決定が1件、和解・取下げが2件であった。
令和6年への繰越しは7件であった。

(4) 労働組合の資格審査

取扱件数は23件（繰越3件、新規20件）で、終結件数は17件あった。
令和6年への繰越しは6件であった。

4 令和5年の業務実績

〈事件取扱状況〉

(単位：件)

区 分		労 働 争 議		不当労働行為 事件の審査	労働組合の 資格審査
		調 整	実情調査		
取 扱 件 数	4 年	4 (3)	155 (155)	11 (3)	15 (8)
	5 年	15 (14)	185 (160)	10 (7)	23 (20)
終 結 件 数	4 年	3 (2)	130 (130)	8 (1)	12 (6)
	5 年	13 (12)	181 (156)	3 (1)	17 (15)

(注) 1 件数は、暦年（1月～12月）による。

2 ()内は、新規取扱件数で内数である。

参 考

1 令和5年の取扱事件の状況

(1) 労働争議の調整

表1 調整事項別件数

(単位：件)

調整事項		年	4年	5年
労働組合の承認・活動			—	—
協約の締結・改定			—	—
協約の効力・解釈			—	—
賃 金 等	賃金増額		1	1
	一時金		2	1
	諸手当		—	1
	退職金		—	1
	その他		1	2
小計			4	6
賃 金 以 外 の 条 件	労働時間		—	—
	休日・休暇		—	—
	その他		—	—
	小計		—	—
経 営 又 は 人 事	事業休廃止・縮小		—	1
	人員整理		—	—
	配置転換		—	3
	解雇		—	1
	その他		—	3
小計			—	8
福利厚生			—	—
団交促進			4	15
その他			2	8
計			10	37

(注)

1 本表を含めて、表は全て1月から12月までの暦年による数値である。

2 同一事件で複数の調整事項があるものがあるため、本表の合計は前ページの〈事件取扱状況〉記載の取扱件数と一致しない。

表2 申請者別件数

(単位：件)

年	申請者				計
	労働組合	使用者	双方		
4年	4	—	—		4
5年	14	1	—		15

表3 地区別件数

(単位：件)

年	地区										
	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
4年	2	—	—	1	—	—	—	1	—	—	4
5年	8	3	—	1	—	3	—	—	—	—	15

表4 業種別件数

(単位：件)

年	業種	製造	運輸、郵便				卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サー ビス	公務	その他	計
			旅客 運送	貨物 運送	郵便	その他							
4年	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	2	4
5年	1	—	—	—	—	1	—	2	5	5	—	1	15

表5 企業規模別件数

(単位：件)

年	企業規模	不明	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
5年	—	5	2	2	2	1	—	3	15	

表6 終結区分別件数

(単位：件)

年	終結区分			計
	解決	取下げ	打切り	
4年	1	—	2	3
5年	9	1	3	13

(2) 労働争議の実情調査

表7 事業区分別件数

(単位：件)

年	事業区分	公益事業（労働関係調整法第8条）							公益事業 以外の 事業	計
		運輸			郵便、 信書便、 電気通信	水道、 電気、 ガス供給	医療、公衆衛生			
		旅客 運送	貨物 運送	その他			医療	公衆 衛生		
4年	15	68	64	1	—	6	1	—	155	
5年	18	84	72	1	—	6	4	—	185	

(3) 不当労働行為事件の審査

表8 申立事項別件数

(単位：件)

申立事項	年	4年	5年
	1号 (不利益取扱い)		—
2号 (団体交渉の拒否)		3	3
3号 (支配介入)		—	—
4号 (報復的不利益取扱い)		—	—
1号と2号の複合したもの		1	2
1号と3号の複合したもの		—	1
2号と3号の複合したもの		4	3
1号と2号と3号の複合したもの		2	—
1号と3号と4号の複合したもの		1	—
1号と2号と3号と4号の複合したもの		—	—
計		11	10

(注) 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

表9 申立人別件数

(単位：件)

申立人 年	労働組合	労働組合員等	労働組合と 労働組合員等	計
	4年	11	—	—
5年	9	—	1	10

表10 地区別件数

(単位：件)

地区 年	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
	4年	5	4	1	—	—	—	1	—	—	—
5年	4	4	1	—	—	—	1	—	—	—	10

表11 業種別件数

(単位：件)

業種 年	製造	運輸、郵便				卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サー ビス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便	その他							
4年	—	1	4	—	—	—	2	—	2	1	1	11
5年	—	1	—	—	—	—	3	2	2	1	1	10

表12 企業規模別件数

(単位：件)

年	企業規模							計
	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以 上	
4 年	3	4	—	—	—	4	—	11
5 年	2	3	1	1	—	3	—	10

表13 終結区分別件数

(単位：件)

年	命 令 ・ 決 定					和 解 ・ 取 下 げ				計
	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計	関 与 和 解	自 主 和 解	取 下 げ	小 計	
4 年	—	2	1	—	3	5	—	—	5	8
5 年	1	—	—	—	1	2	—	—	2	3

表14 終結事件係属日数

(単位：日)

終結区分	最 長		最 短		平 均	
	4 年	5 年	4 年	5 年	4 年	5 年
命 令 ・ 決 定	645	539	487	—	587	539
和 解 ・ 取 下 げ	547	218	169	92	362	155
総 平 均					447	283

(4) 労働組合の資格審査

表15 申請理由別件数

(単位：件)

年	申請理由	不当労働行為の救 済申立てのため	法人登記のため	労働委員会の 委員推薦のため	労働者供給事業 許可申請のため	計
4 年		10	—	4	1	15
5 年		9	3	11	—	23

2 調整事件・不当労働行為事件の年別取扱件数の推移

表16 年別取扱件数

(単位：件)

年	区分	労働争議の調整		不当労働行為事件の審査	
		取扱件数	最終件数	取扱件数	最終件数
昭和21～23年		65 (56)	55	37 (34)	31
24		21 (20)	20	18 (15)	16
25		35 (34)	34	25 (23)	17
26		37 (36)	36	24 (19)	21
27		34 (33)	32	21 (15)	18
28		43 (41)	41	28 (25)	24
29		41 (39)	41	25 (21)	18
30		45 (45)	44	19 (12)	16
31		29 (28)	27	17 (14)	11
32		30 (28)	29	13 (7)	13
33		25 (24)	24	18 (18)	14
34		24 (23)	22	17 (13)	10
35		20 (18)	18	15 (8)	10
36		30 (28)	30	18 (13)	13
37		33 (33)	33	15 (10)	10
38		37 (37)	36	13 (8)	12
39		53 (52)	53	15 (14)	11
40		63 (63)	63	16 (12)	11
41		57 (57)	57	14 (9)	8
42		72 (72)	72	12 (6)	6
43		48 (48)	47	23 (17)	11
44		45 (44)	43	24 (12)	8
45		45 (43)	43	27 (11)	13
46		58 (56)	58	30 (16)	17
47		47 (47)	46	32 (19)	18
48		40 (39)	40	33 (19)	16
49		42 (42)	42	32 (15)	20
50		60 (60)	59	42 (30)	17
51		60 (59)	58	50 (25)	28
52		79 (77)	79	44 (22)	17
53		42 (42)	38	44 (17)	12
54		34 (30)	33	56 (24)	14
55		40 (39)	40	70 (28)	24
56		36 (36)	36	60 (14)	24
57		25 (25)	24	52 (16)	12
58		31 (30)	30	68 (28)	30
59		24 (23)	23	56 (18)	15
60		19 (18)	17	54 (13)	13
61		13 (11)	12	49 (8)	14
62		30 (29)	26	49 (14)	14
63		16 (12)	16	45 (10)	12
平成元年		12 (12)	12	43 (10)	13
2		14 (14)	14	38 (8)	9
3		9 (9)	9	35 (6)	20
4		16 (16)	15	26 (11)	4
5		14 (13)	13	35 (13)	9
6		14 (13)	12	37 (11)	10
7		21 (19)	19	32 (5)	6
8		14 (12)	11	34 (8)	8
9		19 (16)	18	33 (7)	12
10		22 (21)	21	35 (14)	13
11		18 (17)	18	29 (7)	5
12		23 (23)	20	41 (17)	18
13		20 (17)	18	31 (8)	16
14		18 (16)	18	26 (11)	9
15		23 (23)	23	23 (6)	7
16		16 (16)	15	22 (6)	9
17		21 (20)	21	20 (7)	16
18		18 (18)	17	8 (4)	5
19		24 (23)	22	13 (10)	7
20		24 (22)	21	13 (7)	9
21		37 (34)	35	20 (16)	8
22		26 (24)	20	25 (13)	13
23		39 (33)	37	21 (9)	13
24		23 (21)	23	18 (10)	7
25		32 (32)	25	21 (10)	11
26		30 (23)	27	23 (13)	13
27		11 (8)	9	19 (9)	9
28		16 (14)	16	16 (6)	10
29		22 (22)	19	16 (10)	8
30		21 (18)	19	20 (12)	10
令和元年		13 (11)	11	17 (7)	11
2		18 (16)	17	19 (13)	12
3		8 (7)	7	10 (3)	2
4		4 (3)	3	11 (3)	8
5		15 (14)	13	10 (7)	3
計		2,303 (2,197)	2,195	2,160 (989)	982

(注) 1. 取扱件数は、前年からの繰越件数と新規取扱件数との合計件数であり、()内は新規取扱件数を示している。2. 昭和21～23年は、旧労働組合法下のため一括計上している。